

令和4年3月15日

大船渡市議会

議長 三浦 隆 様

教育福祉常任委員会

委員長 森 操

## 所 管 事 務 調 査 報 告 書

本委員会の所管事務調査について、会議規則第45条第2項の規定により報告します。

記

- 1 放課後児童クラブについて
- 2 地域助け合い協議会について



## 1 目的

人口減少、少子高齢化が進行し、市民のライフスタイルや地域のあり方が多様化している中、暮らしにおける人と人とのつながりが希薄になってきているとともに、社会経済や地域社会の担い手も減少しており、地域社会全体を支える仕組みがますます重要となっている。

高齢者・障がい者・子どもなど、すべての人々が安全・安心な環境で、その人らしく暮らせる地域共生社会の実現に向けた取組の推進が求められていることから、当委員会では、所管分野に係る諸課題の中から、放課後児童クラブの運営及び地域助け合い協議会の取組を主なテーマとし、現状把握と課題解決のため、調査を実施した。

## 2 経過

開催日	事項
令和2年6月1日	今後の取組について
令和2年6月19日	教育委員会との意見交換 (新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について) 今後の取組について
令和2年6月25日	生活福祉部との意見交換 (新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について) 今後の取組について
令和2年7月1日	今後の取組について
令和2年7月21日	生活福祉部との意見交換 (放課後児童クラブの現状と課題について) 今後の取組について
令和2年8月5日	生活福祉部との意見交換 (高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画について) 今後の取組について
令和2年8月28日	気仙地区学童クラブ連絡協議会との意見交換 (放課後児童クラブの現状と課題について)
令和2年9月4日	付託事件の審査について
令和2年9月7日	付託事件の審査について
令和2年9月14日	付託事件の審査について
令和2年9月28日	気仙地区介護支援専門員協議会との意見交換 (高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画について)
令和2年10月8日	気仙地区学童クラブ連絡協議会との意見交換の振り返りについて 気仙地区介護支援専門員協議会との意見交換の振り返りについて 今後の取組について
令和2年10月15日	今後の取組について
令和2年10月28日	今後の取組について

開催日	事項
令和2年11月10日	今後の取組について
令和2年11月20日	大船渡市社会福祉協議会との意見交換 (・生活支援相談員(陽だまりサポーター)の見守り活動について ・地域包括ケアシステムに係る活動について ・コロナ禍における大船渡市社会福祉協議会の運営状況及び相談支援事業について)
令和2年12月15日	大船渡市社会福祉協議会との意見交換の振り返りについて 今後の取組について
令和3年2月10日	今後の取組について
令和3年4月26日	保健福祉部との意見交換 (地域助け合い協議会の現状について) 今後の取組について
令和3年6月11日	今後の取組について
令和3年6月22日	新型コロナウイルス感染症対策に係る情報収集について
令和3年7月6日	新型コロナウイルスワクチン接種について
令和3年8月18日	地区版地域助け合い協議会との意見交換の実施について
令和3年9月3日	付託事件の審査について
令和3年9月10日	付託事件の審査について
令和3年9月17日	付託事件の審査について
令和3年9月24日	綾里地区助け合い協議会との意見交換 (地域助け合い協議会の現状と課題について)
令和3年9月27日	盛地区助け合い協議会との意見交換 (地域助け合い協議会の現状と課題について)
令和3年10月1日	地域助け合い協議会との意見交換の振り返りについて 今後の取組について
令和3年10月14日	大船渡観光バス事業協同組合との意見交換 (スクールバスについて)
令和3年10月18日	大船渡観光バス事業協同組合との意見交換の振り返りについて 今後の取組について
令和3年11月2日	スクールバスに係る提言について 今後の取組について
令和3年11月26日	協働まちづくり部、保健福祉部との意見交換 (協働まちづくり及び地区版地域助け合い協議会に係る各地区の現状について)
令和4年1月5日	スクールバスに係る提言について 所管事務調査報告について

開催日	事 項
令和4年1月26日	スクールバスに係る提言について 所管事務調査報告について
令和4年2月3日	所管事務調査報告について 提言について
令和4年2月8日	所管事務調査報告について 提言について
令和4年2月16日	付託事件の審査について
令和4年2月24日	付託事件の審査について
令和4年3月4日	付託事件の審査について

### 3 委員会活動の概要

#### (1) 放課後児童クラブについて

放課後児童クラブは、共働き家庭等の小学校に就学している子どもに、放課後等に適切な遊びや生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、健全な育成を図ることを目的として運営されており、子どもにとって安全・安心な居場所であることが求められている。

当市の放課後児童クラブの現状と課題について調査するため、令和2年7月21日に市当局から、市内における開設状況及び利用者数、運営状況などについて説明を受け、安定的な運営や放課後児童支援員の確保が課題となっていることやその対応状況等を把握した。

また、8月25日に気仙地区学童クラブ連絡協議会と意見交換を実施した。

##### ① 気仙地区学童クラブ連絡協議会からの意見・要望

- ・新型コロナウイルス感染症対応に苦慮しており、子どもや放課後児童支援員が感染症に罹患した場合の休止等の対応及び三密の回避など感染症予防への対応、日々の消毒作業などの衛生管理業務が増えたことで支援員の負担も増加している。
- ・新しい支援員を募集しても応募する人がなかなかおらず、支援員が休暇を取ることさえ難しいクラブもあり、人員不足が課題となっている。例えば、市で一括雇用するなど、支援員の人材確保について、ともに検討してもらいたい。
- ・子どもの命を預かる放課後児童支援員について、子どもたちの育成支援に携わることから、支援員の質の向上が重要であり、自己研鑽のためにも研修が重要である。市でも研修会を主催しており、今後も当協議会と連携して研修を継続してもらいたい。
- ・市内の放課後児童クラブは保護者が運営主体となっており、運営や会計等事務のほか、保護者会や各種研修会への出席要請がある。

このため、働く保護者にとっては、役員が負担に感じる場合もあり、また、保護者が運営主体であると自覚が足りないように感じることもあるので、保護者の運営に対する意識の醸成が必要である。

- ・放課後児童クラブ運営指針において、学校との連携について明記されているものの、学校側との情報共有が難しいクラブもあるようなので、まずは放課後児童クラブを見て知ってもらうことから始め、学校との連携を進めていきたい。

##### ② 委員会での意見

- ・放課後児童クラブによって、支援員の給与等の処遇が異なるとともに、なり手不足も顕著であるため支援員の処遇体制や保護者の負担金について基準の統一化が必要なのではないか。
- ・支援員に対しての研修等はあるが、保護者に対するクラブ運営の研修等の必要性を感じたので、研修の機会について検討する必要がある。
- ・県内他市では、保護者会ではなくNPO法人が放課後児童クラブの運営を行っている例もあることから、他市の取組事例について調査研究が必要なのではないか。

#### (2) 地域助け合い協議会について

高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画について、計画期間が令和2年度末で満了となる

ことから、この計画について総括するため、令和2年8月5日に市当局から計画の取組状況及び検証と課題について説明を受けた。さらに、介護事業の現場の声を把握するため、9月28日に気仙地区介護支援専門員協議会と意見交換を実施した。

令和3年度から5年度を計画期間とする高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画については、重点項目を地域助け合い協議会の取組とし、令和3年4月26日に市当局から市内各地区の地域助け合い協議会の現状について説明を受けた。

その後、9月24日に綾里地区助け合い協議会と、9月27日に盛地区助け合い協議会と意見交換を実施したところであり、2地区の助け合い協議会との意見交換で出た意見・要望等について、11月26日に市当局と意見交換を実施した。

#### ① 気仙地区介護支援専門員協議会との意見交換

##### ア 意見・要望

・全国的に介護人材不足であり、特に夜勤や早朝の時間帯の求人については、職員を募集しても応募がないという状況である。

昨今、介護職員の負担軽減を図るため、介護ロボットについて開発研究が進んでおり、国でも補助金を創設するなど、導入に向けた事業を推進しているが、今後、活用については検討が必要である。

・近年、地域とのつながりが薄くなってきていると感じており、特に、東日本大震災により引っ越しした被災者が、隣近所の付き合いがなくなったために孤立したり、地域の世話役を担っていた人が高齢化し、後継者が育っていないという実態がある。

介護保険で対応できないことについては、助け合い協議会等の活動により、地域の中での見守り体制の構築や、お互いに助け合いができるような仕組みづくりを早期に進めることが必要である。

##### イ 委員会での意見

・介護人材不足が顕著であり、優先的に取り組むべき課題である。人材不足解消のためには育成の強化と充実が必要である。

・地域包括ケアシステムの構築が重要であるが、地域の担い手不足も問題となっており、地域がどのように関わって助け合っていくか、具体的なイメージが必要である。

また、市内11地区に地域助け合い協議会が設立されたが、地区によって取組に差があるので、市が現場に入って指導し、協議会の活動を支えていくことが必要である。

・介護度が重くなって負担が大きくなる前に、介護予防事業を推進し、元気な高齢者を増やすことが重要であり、現在の事業をさらに徹底して取り組むとともに、評価する仕組みを構築してほしい。

#### ② 綾里地区助け合い協議会との意見交換

##### ア 意見・要望

・綾里地区において、令和2年度に地域課題の調査を実施したところ、困りごととして、薬の受取りや買い物が挙げられ、広報で患者輸送車の利用や配達可能な店舗などの情報提供を積極的に行った。コロナ禍で十分な活動ができない状況が続いているが、今後は町内会などと協力しながら地域マップづくりの取組を推進する計画である。

協議会の役割は、この地域課題に対して解決の方向性を示したり、情報提供を行って、困っている方を支えていくことだと考えている。

・これまでも、地域の中では住民同士で声掛けをしており、助け合い協議会で新しい助け合いの事業を始めることは難しいと感じている。

また、綾里地区は自営業や漁業など生涯現役で働く人が多く、地区公民館や助け合い協議会の役員も高齢化しており、地域の担い手不足が課題となっている。

#### イ 委員会での意見

・綾里地区には三陸鉄道や患者輸送バスがあるものの、薬局や大型商業店舗がなく、一人暮らし高齢者や、高齢者世帯が増えていることから、買い物や通院の際の交通手段について検討が必要である。

・助け合い協議会で新しい事業を実施するとなると負担に感じてしまうので、昔から地域で自然と集まってやってきたお茶っこのみ、声掛け、見守りなどがさらに地域に浸透するような、分かりやすい仕組みづくりが大切である。

### ③ 盛地区助け合い協議会との意見交換

#### ア 意見・要望

・盛地区では、高齢者が参加できる交流サロン活動（歌声サロン、ボッチャクラブなど）が活発で、サロンで仲間と楽しい時間を過ごすことが介護予防につながったり、さらに、グループでの活動が見守りや相互に助け合う場にもなっている。

助け合い協議会では、これらのサロン活動をさらに支援するとともに、男性が集まる活動が少ないので、男性も気軽に参加できる活動を今後検討していきたい。

・助け合い協議会を設立したが、新たに協働まちづくり組織の取組も進めていかなければならず、どういう形が理想なのかが見えないので、市が青写真を出して今後の方向性を示してほしい。

#### イ 委員会での意見

・協働まちづくりや地域助け合い協議会などの取組を進めるに当たり、地区の負担が増加し疲弊してしまうのではないかと懸念があるので、市がまちづくりの指針を地区に示し、分かりやすい説明や具体的な指導が必要である。

・盛地区では住民のニーズに合わせたサロンを立ち上げ、活発に活動しており、介護予防や地域の見守りにつながっているため、他地区の地域助け合い協議会にもこの取組事例を情報提供し、参考にしてもらいたい。

・地区では、従来の地区公民館の活動のほかに、助け合い協議会や協働まちづくりにも今後取り組む必要があるが、地区の受け皿は一つであり、市当局の各部署とそれぞれ対応しなければならない状況にあることから、市当局と地区との窓口を一本化し、それぞれの地域課題に対応しつつ、地区の立場に立ってまちづくりの取組を支援していく必要がある。

### ④ 市当局との意見交換

(協働まちづくり及び地区版地域助け合い協議会に係る各地区の現状について)

#### ア 委員からの意見

・各地区では地域助け合い協議会を設立し活動しているところだが、協働まちづくりや自主防災組織の活動などにも取り組まなければならない、地区公民館の役員などに役割が集中していることから、負担を少しでも減らすため、地区の活動に係る市当局の窓口を一本化し、それぞれの地区の課題解決に向けて、地区とともに新しいまちづくりの取組を推進する担当職員を配置してほしい。

・大船渡市の協働まちづくりの方向性を出し、地区コミュニティ形成のためにも協働まちづくりの取組が必要だと分かりやすく伝えていく必要がある。

#### イ 協働まちづくり部・生活福祉部の説明

・地域包括ケア推進室では、令和3年11月から地域包括ケアシステムの出前講座を各地区で実施しており、昔から地域に根付いている、困ったときはお互いさまという助け合い活動の輪がさらに広がるように、助け合い協議会の活動を支援していく。

・協働まちづくり部では、地区への文書発送やその他の業務も含めて実質的な窓口一本化につながる取組を進めている。

また、集落支援員や担当課の職員が小まめに各地区を回って情報共有を図っており、担当課以外の所管部分についても、他課に情報提供して、その対応まで含めてともに検討、協議するよう取り組んでいるところであり、包括的、総合的な観点で対応している。

・担い手不足の問題については十分認識している。先行地区では女性や若い世代にもワークショップに参加してもらおう取組を進めており、多様な人材の発掘、育成を地区とともに推進していく方針である。

### (3) その他

#### ① スクールバスについて

市内小中学校におけるスクールバス運行事業について、令和3年10月14日に大船渡観光バス組合と意見交換を行った。

児童・生徒の命を預かるスクールバスの運行に当たっては、運行管理や車両整備など、安全運行に必要な対策の充実・強化がより必要であると認識した。

#### ② 大船渡市社会福祉協議会との意見交換について

令和2年11月20日に大船渡市社会福祉協議会を訪問し、意見交換を行った。

東日本大震災後10年目における生活支援相談員（陽だまりサポーター）の見守り活動及び地域包括ケアシステムに係る活動、相談支援事業などについて説明を受け、特に、コロナ禍で生活困窮に係る相談が増加しており、感染収束が見込めないことから、今後も継続的な支援が必要であることを確認した。

## 4 総括

### (1) 放課後児童クラブについて

核家族や共働き世帯、ひとり親世帯などが増加し、家庭環境が大きく変化している中、少子化で児童数は減少しているものの、放課後児童クラブの利用ニーズは一層高まるが見込まれ、令和3年度には市内のすべての小学校区に放課後児童クラブが設立されたところであ

る。

放課後児童支援員等は、子どもの発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりに寄り添った育成支援が求められるが、なり手不足となっており、さらに特別な支援が必要な子どもが増加傾向にあることから、人材の確保が急務である。雇用の確保には給与や雇用条件などの処遇改善が必要であるとともに、研修などによる質の向上、スキルアップにも取り組む必要がある。

各クラブにおいては給与や雇用条件が異なっており、他のクラブの運営方法について知りたいという声もあることから、市当局においても各クラブの運営状況を把握し、情報共有を図る必要がある。

また、市内の学童クラブにおいては、保護者会が運営主体となっているが、運営や会計事務等が負担になっている場合もある。このことから、他市の取組事例を参考にしつつ、より良い運営方法・運営体制について調査研究が必要である。

また、国で策定している放課後児童クラブ運営指針において、学校との連携について示されているが、十分連携がとれていないクラブもあるようだ。顔が見える関係の中でお互いに子どもの成長を支えるため、個人情報には十分留意しつつ、共通理解や情報共有を図り、市当局においても、保健福祉部及び教育委員会が部局の垣根を越えて協力しながら連携強化を推進する必要がある。

子どもの命を預かる放課後児童クラブにおいて、安定的な運営、質の高い支援という観点から、各クラブと連携を図り、職員の雇用の安定や保護者の意識向上、運営体制の充実・強化についての取組が一層求められる。

## (2) 地域助け合い協議会について

当市の高齢化率は、令和3年12月31日現在で38.5%となっており、今後もさらに高齢化が進行すると見込まれる中、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括ケアシステムなどの構築に向けて、市内11地区に地区版地域助け合い協議会が設置された。

昔から、隣近所でお茶っこのみや見守りなどが行われており、困ったときは「お互いさま」という精神が地域には根付いていることから、この助け合いの輪がさらに広がることで、地域の助け合い活動の充実が図られ、見守り支援や介護予防の役割につながることを期待されている。

各協議会においては、高齢者が参加できる交流サロン活動やゴミ出し等の生活支援、お助け隊などの活動が開始されたところである。

一方で、地域助け合い協議会が地域住民にはまだ十分に浸透していない地区や、活動における役員の負担増、やらされ感、地区の人材不足、参加者が少なく助け合い活動が広がらないなど、それぞれの地区の課題も出てきたところである。

地域助け合い協議会が設立し6年が経過したことから、市当局においては活動状況やそれぞれの地区課題を十分に認識し、これまでの活動の成果について、検証及び分析を行う必要がある。

併せて、良い取組事例はそれぞれ情報共有するとともに、活動が進展していない地区に対しては、地区の声に丁寧に耳を傾けながら、活動の見直しや改善策の提案など、それぞれの活動

が軌道に乗るよう、地区に寄り添った支援を積極的に展開し、地域包括ケアシステムの体制構築に当たってほしい。

また、各地区では、従来の地区公民館の運営のほか、新たな協働まちづくり、自主防災組織などの取組もあり、地域助け合い協議会との意見交換会では「地区づくりをどのように進めていけばよいか分からない」、「担い手が不足しており、地区や協議会の活動が負担になっている」との声が聞かれ、地区の共通の課題となっていることが浮き彫りとなった。

市当局では、地区への文書発送やその他の業務も含めて実質的な窓口一本化につながる取組を進めているところであるが、担当部署のみではなく市当局が横断的に地区ごとの実情を理解して、各々にもっと分かりやすい未来像を示すことで地域住民の不安を払拭し、ここに住んで良かったと思えるようなまちづくりを目指して取組を推進する必要がある。

以上、高齢者・障がい者・子どもなど、すべての人々が安心・安全に暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて、市とともに市議会としてもなお一層の取組が必要であることを申し述べ、本委員会の報告とする。